

個性ある宿泊施設整備補助金

個性ある宿泊施設整備補助金について

福岡県では県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費の拡大を図るため、個性ある宿泊施設の新規整備又は改修を実施する者を支援する「個性ある宿泊施設整備補助金」を実施しています。

申請期間

令和4年4月28日（木）から

令和5年1月31日（火）

※午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

補助対象者

県が指定する「広域観光エリア」内で個性ある宿泊施設の新規設備又は改修を実施する事業者、実施予定の事業者

【広域観光エリア】

- ①宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町
- ②八女市・筑後市・広川町
- ③飯塚市・嘉麻市・桂川町
- ④行橋市・豊前市・苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町
- ⑤久留米市・うきは市・朝倉市
- ⑥東峰村・添田町

個性ある宿泊施設の整備を目的とした、宿泊施設の新設又は改修

「個性ある宿泊施設」とは、歴史的資源である古民家や宿坊、自然景観や文化・食材・アクティビティを組み合わせたグランピング等、地理的特性や歴史・文化などの地域の特色を活かした宿泊施設であって、泊まることが観光の目的となりえる宿泊施設のこと指します。

①古民家

原則、建設後50年を経過したものであり、かつ、以下のいずれかに該当するもの

- (ア) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (イ) 造形の規範となっているもの
- (ウ) 再現することが容易でないもの

②宿坊

寺院や神社などで僧侶や参拝者等のために作られた宿泊施設

③グランピング等

キャンプにおいて、旅行者が宿泊するために必要なテントや飲食等の準備をすることなく、アウトドアでの宿泊体験ができる施設

補助対象事業

補助金額や申請方法については裏面をご覧ください。

補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内
補助上限額：1,000万円

申請方法

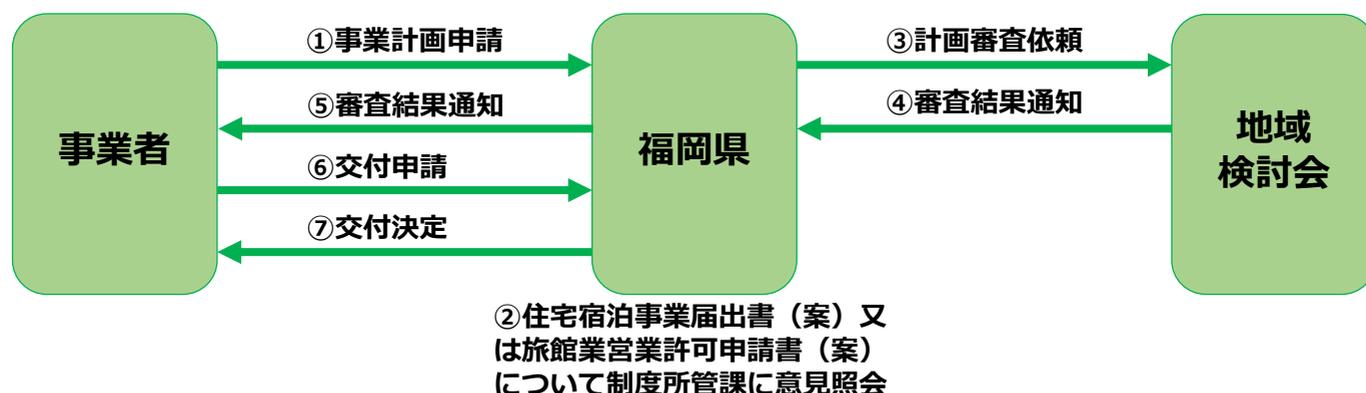
- ・ **事業計画申請書**
- ・ **事業計画書**
- ・ **その他必要な書類（実施要領を参照下さい）**

※広域観光エリア毎に設置される検討会で審査された後、承認された案件について、交付申請手続きに進みます。

以下、送付先まで【電子メール又は郵送】でお送りください。

- 電子メール：kanshin@pref.fukuoka.lg.jp
- 郵送：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係

個性ある宿泊施設整備補助金 申請フロー図



こんな取組に活用できます！

- ・ **新たに宿泊施設を整備又は増設するもの**
グランピングのためのテント、トレーラーハウス、コテージ等の新設
- ・ **既存施設の改修（宿泊施設以外の施設と宿泊施設とするための改修を含む）**
古民家や宿坊など既存施設の改修



グランピング施設



古民家を改修した宿泊施設

○本補助金に関する県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kosei-hojyo.html>

○お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係 大川内、藤川
TEL：092-643-3446 FAX：092-643-3431